

平成十三年八月十日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一五二第三号

平成十三年八月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出海上自衛隊員に対する薬物に関する調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出海上自衛隊員に対する薬物に関する調査に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の調査は、海上幕僚長が自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九条第一項に規定する隊員の服務を監督する職務の一環として、海上自衛隊の部隊の長等に対し薬物の使用等について隊員から聞き取りをするよう命じて行ったものであり、隊員は当該聞き取りに対して回答する法令上の義務はないと考えている。